## 答 弁 第 五 六 号昭和五十三年六月二十七日受領

## 内閣衆質八四第五六号

昭和五十三年六月二十七日

内閣総理大臣 福 田 赳

夫

衆議院議長 保 利 茂殿

衆議院議員 田 П 男君提出日本化学工業株式会社の クロ ム エ の 疫学調査 に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

\_\_\_

(質問の 五六)

衆 議 院 議 員 田 П 男 君 提 出 日 本 化学 工業株 式 会社  $\mathcal{O}$ ク 口 ム エ  $\mathcal{O}$ 疫学 調 査 に 関 す うる質

問に対する答弁書

一について

ク 口 7 酸 塩製造労 働者に発生 L たが ん のうち 肺 及び上気道 のが んに . つ い て は、 昭 和 五. 十一年

月三十一 日 付 け 基 発第百二十 . 匹 号  $\mathcal{O}$ 認 定 基 準 通 達 にこ 基 づき労災認 定を行 つて 1 る が 現 在、

ク 口  $\Delta$ 障 害 に 関 する専門家会議 ( 以 下 専門家会議」 という。 において、 肺及び・ Ŀ 気道 以 外  $\mathcal{O}$ 部

位 0 が  $\lambda$ لح ク 口 4 酸 塩 製 造 工 程 に お け る 業 務 と 0) 因 果 関 係 に つ ۲, て 検 討 を行 つて お り、 そ  $\mathcal{O}$ 検

討 資 料 とす る た め 日 本 化 学 工 業 株 式 会社  $\mathcal{O}$ ク 口 ム 工 に 0 7 て  $\mathcal{O}$ 疫学 調 査 を実 施 して ١ ر る Ł  $\mathcal{O}$ で

ある。

二について

専 門 家 会 議 は、 ク 口 7 化 合物 を取 り扱う労働 者 0 健 康 障 害と業務 との 因 果関 係 に つい て 検 討

を行うことを目的としている。

三について

昭 和 五十三年二月二十八日の衆議院社会労働委員会において、 田 口委員が、 疫学調 査 は 「実

質 的 には 専門家会議がやつたことと同じだ、こういう理解になるのです か。 \_ と質 問 L た  $\mathcal{O}$ に 対

L て、 桑原 政 府 委員 が これ に 同 . | |意す うる趣 旨 の発言をした のは、 その 際 に ŧ, 答 弁 L たと お り、

1 疫 学 調 査  $\mathcal{O}$ 実 施 自 体 は、 労 働 省 が 行 **つ** て 1 る が、 調 査  $\mathcal{O}$ 設 計 に つ 1 て、 事 前 に 専門家会 会 議

の意見を聴いていること

2 調 査 結 果 は 専 門 家 会議 に提 出 その 評 価を求める予定であること

を考慮して発言したものである。

な お、 労働省にお ζ, ては、 疫学調査の実施について専門家の協力を得て行つているところで

あ る が そ  $\mathcal{O}$ 専 門 家  $\mathcal{O}$ 氏 名 に 0 1 て は 調 査 結 果 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 車 門 家 会 議  $\mathcal{O}$ 評 価 を 受 け た 後 に お

1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 車 門 家  $\mathcal{O}$ 了 承 を 得 5 れ た な 5 ば 明 5 か に す ることとい た L た 1

## 四について

現 在 行 0 て 7) る 疫学 調 査 は、 昭 和二十二 年 九 月 日 12 日 本 化学工 業株式会社 に在 籍 L 7 1 た

労 働 者  $\mathcal{O}$ ほ カン 同 日 前 に 同 社 を 離 職 L た労働 者 12 0 7 7 ŧ 対 象 とし て 行 つ て 1 る が、 松 淵 組  $\mathcal{O}$ ょ

う な 下 請 企 業 0) 労 働 者 に 0 7 7 は、 同 社 に 吸 収 ž れ 7 本 工と な つ た者 を 除 き今 回  $\mathcal{O}$ 疫学 調 査  $\mathcal{O}$ 

対象とはしていない。

下 請 企 業  $\mathcal{O}$ 労 働 者 を 疫 学 調 査  $\mathcal{O}$ 対 象 カン 5 除 外 L た  $\mathcal{O}$ は n 5  $\mathcal{O}$ 事 業 場 に お 1 7 は 親 企 業 12

お け る 場 合 に 比 L て 長 期 間 に わ た る デ ] タ  $\mathcal{O}$ 保 存 が + 分 で な 1 た め 疫 学 調 査 لح 7  $\mathcal{O}$ 母 集 寸

 $\mathcal{O}$ は 握 及 び 構 成 要 素  $\mathcal{O}$ 確 認 が 木 難 で あ り、 れ 5  $\mathcal{O}$ 不 確 定  $\mathcal{O}$ 要 素 を含めること は、 疫学 調 査 全

体の意味を損なわせることとなるからである。

な お、 日 本 化 学 工 業 株 式 会 社  $\mathcal{O}$ 下 請 企 業 0) 過 去  $\mathcal{O}$ 実 態 に 0 V) て は、 現存 す る資 料 ₽ + 分 で な

く、その詳細を知ることは困難である。

五について

般 に、 疫学 調 査 を実施するに当たり、 必 要とされる資料は 企業に依 存せざるを得な **,** \ 状 況

に あ る。 L カコ L な が ら、 調 査 項 目、 デ タ  $\mathcal{O}$ 抽 出 労 働 者  $\mathcal{O}$ 追 跡  $\mathcal{O}$ 範 井 等 は 調 査 実 施 者 が 科

学的 な 分 析 に + 分堪 え 5 れ る ţ うに 専 門 的 な <u>\f</u> 場 か 5 指 定 L て お り、 企 業 が 提 出 た資 料 をそ

 $\mathcal{O}$ ま ま 疫 学 調 査  $\mathcal{O}$ 資 料 とし て 用 1 る t  $\mathcal{O}$ で は な 1

今 口  $\mathcal{O}$ 疫 学 調 查 に お 1 7 ŧ, 企 業 が 提 出 た 資 料 を、 ま ず 行 政 庁 が 点 検 Ļ その 上で、 調 査

実 施 者 が 専 門 的 な <u>\f</u> 場 か 5 当 該 資 料  $\mathcal{O}$ 確 度  $\mathcal{O}$ 吟 味 等  $\mathcal{O}$ 精 査 を 行 0 て 1 る。

六について

ク 口 4 酸 塩製造 工程 に おけ る業務とが ん、 特 に肺 及び上気道以外の 部位 0 が  $\lambda$ との 因 果関 係

を解明するためには、 調査はできるだけ広範囲の者を対象として行うべきであるとの石 田前労

ているところである。

働大臣

の見解も

あり、

労働省においては、

その趣旨に沿つて、

適正かつ科学的な調

査を

実施し

右答弁する。